

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月26日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第23号

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第67条第1項第1号中「売りさばき代金」を「取扱手数料」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定納付受託者による納付事務に係る手数料 当該事務により収納した収入金

第67条第2項中「収納機関は、繰替払をしたときは、納入通知書等にその旨を記し、証拠となるべき書類を作成し、」を「市長は、繰替払の方法により支払う経費の内容、金額、繰り替えて使用する収入金の予算科目等をあらかじめ」に改め、同条第3項中「より報告を受けたときは、繰替払集計書を作成し、市長に送付しなければならない」を「よる報告に係る差引収入額（当初の額から繰替払をした経費を差し引いた収入金の額をいう。）の納付を確認したときは、その旨を市長に報告するものとする」に改め、同条第4項中「より送付」を「よる報告」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。